

金融監督等にあたっての留意事項について 一事務ガイドライン（第2分冊：保険会社関係）

現 行	改正案
(新設)	<u>1－14－14 変額年金保険等の最低保証リスクについて</u> 保険金等の額を最低保証する変額年金保険等については、将来にわたって債務の履行に支障を来たさないよう最低保証リスクの適切な管理及び評価を行うとともに、保険数理等に基づき、合理的かつ妥当な保険料積立金及び危険準備金Ⅲの積立並びにソルベンシーの確保を行う必要があるが、その際、以下の点に留意するものとする。
(新設)	<u>1－14－14－1 保険料積立金の積立</u> (1) 標準的方式 標準責任準備金の積立方式及び計算基礎率を定める件(平成8年大蔵省告示第48号。以下1－14－14において「責任準備金告示」という。)第5項第1号の規定により、最低保証に係る保険料積立金(以下1－14－14において「保険料積立金」という。)の積立方式として標準的方式を使用する場合に留意すべき事項は以下のとおり。 ① 通常予測されるリスクに対応するものとして、標準的な計算式(「一般勘定における最低保証に係る保険金等の支出現価」から「一般勘定における最低保証に係る純保険料の収入現価」を控除する形式の計算式)によって、概ね50%の事象をカバーできる水準に対応する額を算出

現 行	改正案
	<u>するものとなっているか。</u> ② <u>最低死亡保険金保証が付された保険契約については、標準死亡率（責任準備金告示第1項第2号に規定する指定法人が作成し、金融庁長官が検証した標準死亡率をいう。(2)②において同じ。）のうち死亡保険用のものを、最低年金原資保証（又は最低年金年額保証）が付された保険契約については、標準死亡率のうち年金開始後用のものを使用しているか。また、死亡保険金保証及び最低年金原資保証（又は最低年金年額保証）の両方が付された保険契約については、死亡保険用の標準死亡率又は年金開始後用の標準死亡率のうち、保険料積立金の積立が保守的となる方の標準死亡率を使用しているか。</u> ③ <u>割引率として、標準利率（責任準備金告示第4項に規定する率。(2)③において同じ。）を使用しているか。</u> ④ <u>期待収益率及びボラティリティとして、責任準備金告示第5項第1号ニに規定する率を使用しているか。また、同ニ列記以外の資産種類の場合は、当該ボラティリティが過去の実績等から合理的に定められたものとなっているか。</u> ⑤ <u>予定解約率を使用する場合は、当該予定解約率が過去の実績や商品性等から、合理的に定められたものとなっているか。例えば、以下の事例等に留意しているか。</u> i <u>特別勘定の残高が最低保証額を下回る状態にあるときの解約率が、特別勘定の残高が最低保証額を超える状態にあるときの解約率より低い率となっているか。</u> ii <u>解約控除期間における解約率が、解約控除期間終了後の解約率</u>

現 行	改正案
	<u>と比べ、低い率となっているか。</u> <u>iii 最低年金原資保証が付された保険契約で、年金開始前における特別勘定の残高が最低保証額を下回る状態にある場合において解約率を保守的に設定しているか。</u> <u>iv 設定された予定解約率について、解約実績との比較などにより、検証を行うこととなっているか。</u> <u>⑥ その他の計算基礎率を使用する場合は、当該計算基礎率が過去の実績や商品性等から合理的に定められたものとなっているか。</u> <u>⑦ 商品の仕組み上、やむを得ず①の標準的な計算式を使用することができないときは、当該計算式との差異が軽微である場合に限り、近似的な計算式を使用することを可能とする。</u> <u>(2) 代替的方式</u> <u>保険料積立金の積立方式として代替的方式を使用する場合に留意すべき事項は以下のとおり。</u> <u>① 通常予測されるリスクに対応するものとして、標準的方式により計算される保険料積立金の債務履行を担保する水準と同等であることが認められる代替的方式によって、概ね50%の事象をカバーできる水準に対応する額を算出するものとなっているか。</u> <u>② 最低死亡保険金保証が付された保険契約については、標準死亡率のうち死亡保険用のものを、最低年金原資保証(又は最低年金年額保証)が付された保険契約については、標準死亡率のうち年金開始後用のものを使用しているか。また、死亡保険金保証及び最低年金原資保証(又</u>

現 行	改正案
	<u>は最低年金年額保証)の両方が付された保険契約については、死亡保険用の標準死亡率又は年金開始後用の標準死亡率のうち、保険料積立金の積立が保守的となる方の標準死亡率を使用しているか。</u> ③ <u>割引率として、標準利率を使用しているか。</u> ④ <u>期待収益率及びボラティリティ(責任準備金告示第5項第1号ニに列記するものに限る。以下この④において同じ。)は、同ニに定めるものを使用する場合を除き、標準的方式により計算される責任準備金の債務履行を担保する水準と同等となるものとして、次のアからウまでの条件を満たすものとなっているか。同ニ列記以外の資産種類の場合は、当該ボラティリティが過去の実績等から合理的に定められたものとなっているか。</u> <u>ア 期待収益率及びボラティリティは、過去の実績や将来の資産運用環境の見通し、リスク中立の観点等から、合理的かつ客観的根拠に基づき定められたものであること。</u> <u>イ 期待収益率及びボラティリティを決定する際の前提となる観測期間が適切に設定されていること。例えば、株価や金利が長期にわたって高水準で続いたような昭和30年から48年までの期間を含めないこと。</u> <u>ウ 代替的方式によって計算される保険料積立金の額が、代替的方式において使用することとした計算基礎率(期待収益率及びボラティリティを除く。以下このウにおいて同じ。)を基に標準的方式によって計算される保険料積立金の額と10%以上乖離しないこと。ただし、代替的方式で使用することとした計算基礎率を標準的方式の計算式に反映</u>

現 行	改正案
	できない等、代替的方式による計算結果と標準的方式による計算結果を単純に比較できない場合は、標準的方式に反映できない計算基礎率を除外して比較するなど、比較可能なレベルまで計算基礎率を絞り込んで比較して差し支えない。 ⑤ 予定解約率を使用する場合は、当該予定解約率が過去の実績や商品性等から、合理的に定められたものとなっているか。例えば、以下の事例等に留意しているか。 i 特別勘定の残高が最低保証額を下回る状態にあるときの解約率が、特別勘定の残高が最低保証額を超える状態にあるときの解約率より低い率となっているか。 ii 解約控除期間における解約率が、解約控除期間終了後の解約率と比べ、低い率となっているか。 iii 最低年金原資保証が付された保険契約で、年金開始前における特別勘定の残高が最低保証額を下回る状態にある場合において解約率を保守的に設定しているか。 iv 設定された予定解約率について、解約実績との比較などにより、検証を行うこととなっているか。 ⑥ その他の計算基礎率を使用する場合は、当該計算基礎率が過去の実績や商品性等から合理的に定められたものとなっているか。 (3) 平成17年3月31日以前に締結された保険契約に関する取扱い <u>平成17年3月31日以前に締結された変額年金保険契約等については、標準責任準備金の対象契約とならないため、(1)及び(2)が適用されないが、</u>

現 行	改正案
(新設)	このうち保険金等の額を最低保証している保険契約については、平成17年度以降、毎決算期において将来収支分析を行い、保険料積立金に不足を生ずることが見込まれる場合には必要な積立を行うことによって、契約者保護に努めるものとする。 (4) ヘッジ・再保険の取扱い ① ヘッジ適用の有無に関わらず、標準的方式又は代替的方式により算出した保険料積立金を積み立てるものとなっているか。 ② 最低保証する保険金等を再保険の対象とし、当該保険金等に係る危険保険金額をベースとして保有・出再額が決定される方式の再保険に付した場合においては、標準的方式又は代替的方式により算出した保険料積立金を積み立てるものとなっているか。 1-14-14-2 危険準備金Ⅲ 危険準備金Ⅲの積立にあたり、留意すべき事項は次のとおり。 ① 平成17年3月31日以前に締結した変額年金保険契約等のうち保険金等の額を最低保証している保険契約についても、危険準備金Ⅲの積立を行うものとしているか。 ② ヘッジ適用の有無に関わらず、規則第69条第7項等の規定に基づき金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準(平成10年6月大蔵省告示第231号)第3条の2に定めるところにより危険準備金Ⅲの積立を行うものとしているか。

現 行	改正案
(新設)	③ <u>再保険を付している場合の危険準備金Ⅲの積立に当たっては、出再により移転する部分を超えない範囲で控除するものとなっているか。</u> 1-14-14-3 ソルベンシー・マージン基準 (1) 標準的方式 <u>保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件(平成8年大蔵省告示第50号。以下「健全性告示」という。)第2条第3項の規定により、最低保証リスク相当額の評価において標準的方式(保険料積立金と合わせて概ね90%の事象をカバーできる水準に対応する最低保証リスク相当額を定めるもの)を使用する場合に、平成17年3月31日以前に締結した変額年金保険契約等のうち保険金等の額を最低保証している保険契約についても、最低保証リスク相当額を算出するものとなっているか。</u> (2) 代替的方式 <u>健全性告示第2条第3項の規定により、最低保証リスク相当額の評価において代替的方式を使用する場合に留意すべき事項は以下のとおり。</u> ① <u>通常の予測を超えるリスクに対応するものとして、1-14-14-1(2)②から⑥に留意し、保険料積立金と合わせて概ね90%の事象をカバーできる水準に対応する最低保証リスク相当額を定めるものとなっているか。</u> ② <u>平成17年3月31日以前に締結した変額年金保険契約等のうち保険</u>

現 行	改正案
	<u>金等の額を最低保証している保険契約についても、最低保証リスク相当額を算出するものとなっているか。</u> ③ <u>代替的方式を使用してソルベンシー・マージン基準上の最低保証リスク相当額を算出する旨を、金融庁長官宛に届出する場合は、健全性告示別表第6－2Ⅱロに定める①から⑬の基準を満たすことを説明する書類を添付することとしているか。また、代替的方式の使用の中断又はリスク計測モデルに重大な変更を加える場合においても、その概要及び中断・変更を加えることの適切性を説明する書類を添付することとしているか。</u> (3) <u>ヘッジ・再保険の取扱い</u> ① <u>ヘッジによるリスク減殺の取扱いが、健全性告示第6－2ハに定めるところにより取扱われているか。</u> ② <u>再保険を付している場合の最低保証リスクについては、出再により移転する部分を超えない範囲で控除するものとなっているか。</u>